



FMR LLCがグローリー＜6457＞株式の大量保有報告書を提出



グローリー＜6457＞について、FMR LLCが9月25日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「顧客の財産を信託証書および契約等に基づき運用するために保有。しかしながら、当該保有証券の名義人は弊社ではなく、顧客の選択した銀行（カストディアンバンク）等になります。」によるもの。

報告書によると、FMR LLCのグローリー株式保有比率は、5.45%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年9月15日。